

令和7年度 集団指導

浦添市

介護予防・

日常生活支援総合事業

R7.2.17 (火)

いきいき高齢支援課 予防支援係

はじめに

- この資料は、厚生労働省から発出された通知及び過去に開催された説明会等の資料を基に、今回の説明会向けに整理したものです。

令和7年度 集団指導

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業

1. 関係法令等
2. 事業の種類について
3. 従前相当訪問型サービスの算定について

(メモ欄)

1. 関係法令等

1. 関係法令等

運営に関するもの

- < 告示 > 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準
- < 通知 > 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について
- < 市要綱 > 浦添市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

報酬に関するもの

- < 告示 > 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準
- < 通知 > 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- < 市規程 > 浦添市介護予防・日常生活支援総合事業実施規程

＊ 令和6年4月の報酬改定に伴い、総合事業に関する告示や通知が厚労省から新たに発出されています。
本市の総合事業は、上記の告示や通知に準じた取扱いとなっておりますので、ご確認をお願いします。

2. 事業の種類

2. 事業の種類（1）

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業

対象者

- 要支援1・2の方
- 事業対象者
- 継続要介護者

受けられるサービス

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上の方

受けられるサービス

- 介護予防教室
- サークル活動支援 など

2. 事業の種類（2）

サービス・活動事業（訪問型）

サービス種別	旧介護予防訪問介護 相当サービス (従前相当サービス)	訪問サービスA (基準緩和型)	訪問サービスC (短期集中型)
内容	従来の介護予防訪問介護に相当する身体介護（入浴介助、排せつ介助、食事の介助等）及び生活援助	掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助に特化したサービス	専門職が自宅を訪問し、健康相談や必要な運動指導、栄養改善指導等を実施
提供時間	1回60分程度	1回60分以内	1回60分程度
実施期間	6ヵ月後の評価時に継続してサービス利用が必要と判断された場合は、継続利用可能	6ヵ月間	3ヵ月間
対象者とサービス提供の考え方	要支援1・2、事業対象者のうち、以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	要支援1・2、事業対象者のうち、本人の心身機能又は生活機能の低下等により、本人又は家族等が家事を行うことが難しく、生活援助を行うことで生活機能の維持又は向上が見込まれると判断される者	要支援1・2、事業対象者のうち、短期集中的に居宅を訪問し、専門的指導を行うことで、生活機能及び閉じこもり等の改善が見込まれると判断される者
実施方法	事業所指定	委託	直接実施・委託
サービス提供者	訪問介護員等	一定の研修を受けた者	看護師・理学療法士・歯科衛生士・栄養士等
利用者負担	所得に応じた負担割合（1割～3割） ※生活保護受給者は介護扶助適用	170円/回 ※生活保護受給者は利用料免除	800円（3ヵ月で全8回実施分）※R8変更予定 ※生活保護受給者は利用料免除
限度額管理の対象	対象	対象外	対象外
事業者への支払方法	国保連経由	直接支払	直接支払
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントA
評価期間	6ヵ月～1年	6ヵ月	3ヵ月

2. 事業の種類 (3)

サービス・活動事業（通所型）

サービス種別	旧介護予防通所介護相当サービス (従前相当サービス)	通所サービスC (短期集中型)
内容	従来の介護予防通所介護に相当する食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練、レクリエーション等	個別性に応じ、専門職による栄養改善、運動・口腔機能向上を目的とした指導を実施
提供時間	1回あたり 9時間未満	1回あたり 1～1.5時間程度
実施期間	6ヵ月後の評価時に継続してサービス利用が必要と判断される場合は、継続利用可能	3ヵ月間
対象者とサービス提供の考え方	要支援1・2、事業対象者のうち、 ・「多様なサービス」の利用が難しいケース ・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	要支援1・2、事業対象者のうち、短期集中的に運動、口腔機能向上又は栄養改善プログラムを行うことで、運動機能向上、口腔機能改善又は低栄養状態の改善等日常生活における課題が解決できると判断される者
実施方法	事業所指定	委託
サービス提供者	指定事業所の介護職員等	理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等保健医療の専門職
利用者負担	所得に応じた負担割合（1割～3割） ※生活保護受給者は介護扶助適用	【運動】800円/月 【口腔】600円/3ヵ月全6回分 ※生活保護受給者は利用料免除
限度額管理の対象	対象	対象外
事業者への支払方法	国保連経由	直接支払
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA
評価期間	6ヵ月～1年	3ヵ月

2. 事業の種類 (1)

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業

対象者

- 要支援1・2の方
- 事業対象者
- 継続要介護者

受けられるサービス

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

対象者

- 65歳以上の方

受けられるサービス

- 介護予防教室
- サークル活動支援 など

2. 事業の種類（3）

一般介護予防事業

生きいき健康クラブ



市内の自治会などで筋力向上トレーニングや口腔体操、脳トレ、手芸や折り紙などの余暇活動を行います。

生きいき貯筋クラブ

（筋力向上トレーニング教室）



筋トレマシンを利用して、下半身の筋力や柔軟性、バランス力を鍛えます。実施期間は2か月間です。

アクアトレーニングくらぶ

（水中運動教室）



水中運動で負荷をおさえた筋力トレーニングを行います。実施期間は2か月間です。

他にも、専門職による講話や実習、サークルの立ち上げ支援などの団体向けの事業も行っています。

3. 総合事業における訪問型サービスについて

令和6年度報酬改定において基本報酬や加算の改正がありました。
介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準参照。

3. 従前相当訪問型サービスの算定について

従前相当訪問型サービスとは？

要支援1、要支援2及び事業対象者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、本人が自分で行うのが困難な入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

以前は自分で行っていたものの、今は出来ていない（していない）家事を、ホームヘルパーがお手伝いすることにより、利用者の「**またやりたい**」という意欲の向上にもつながると考えられます。**利用者が自分でできることを増やしていき、自立した日常生活を送れるように支援する介護サービス**です。

3. 従前相当訪問型サービスの算定について

アセスメントによりサービス検討

- ① 標準的な内容のサービス
- ② 生活援助（20分～45分）、（45分以上）
- ③ 短時間の身体介護（20分未満）

月のうち①～③のサービスが混在

① 標準的な内容のサービスのみ利用

回数制としてプラン位置づけ

標準的な内容のサービス	287単位/回
20分～45分の生活援助	179単位/回
45分以上の生活援助	220単位/回
短時間の身体介護(20分未満)	163単位/回
※月上限3,727単位	

上限単位の範囲内で介護度によらず利用できるものとしていますが、無制限に認められるものではなく、利用者の状態像やアセスメントに応じて適切なケアマネジメントをお願いします。

3. 従前相当訪問型サービスの算定について

アセスメントによりサービス検討

- ① 標準的な内容のサービス
- ② 生活援助（20分～45分）、（45分以上）
- ③ 短時間の身体介護（20分未満）

↓
月のうち①～③のサービスが混在

↓
① 標準的な内容のサービスのみ利用

回数請求

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）
（1）標準的な内容のサービス 287単位
※上限単位は各月額包括報酬単位

月額包括報酬（月まるめ）

1週当たりの標準的な回数を定める場合
（1月につき）
（1）1週に1回程度の場合 1,176単位
（2）1週に2回程度の場合 2,349単位
（3）1週に3回程度の場合 3,727単位

3. 従前相当訪問型サービスの算定について

① 標準的な内容のサービスのみ利用

月額包括報酬としてサービス利用プランを位置づけた場合でも、予定よりサービス利用が下回る場合には回数請求となります。日割り要件に該当する場合は回数と日割り算定で低い単価を採用してください。

(※日割り要件について「月額包括報酬の日割り請求に係る適用」WAMNET国保連インターフェース I -資料9P5)

回数請求

1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)

(1) 標準的な内容のサービス 287単位

※上限単位は各月額包括報酬単位

月額包括報酬 (月まるめ)

1週当たりの標準的な回数を定める場合
(1月につき)

(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位

(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位

(3) 1週に3回程度の場合 3,727単位

3. 従前相当訪問型サービスの算定について

【通知】令和6年報酬改定に伴う旧介護予防訪問介護相当サービスの算定方法について (令和6年7月11日 浦福い第244号)

浦添市地域包括支援センター
浦添市内居宅介護支援事業所
浦添市指定第1号事業指定事業所

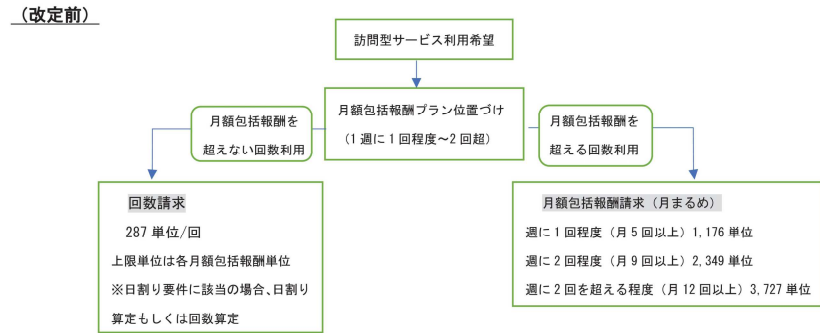
各位

浦添市長 松本 哲治
(公印省略)

浦福い第244号
令和6年7月11日

令和6年報酬改定に伴う旧介護予防訪問介護相当サービスの算定について（通知）

令和6年度報酬改定における従前相当訪問型サービス算定チャート図



(改定後)

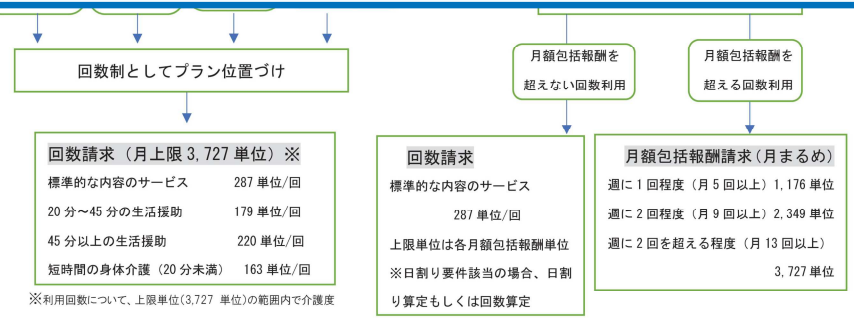
💡 令和6年の報酬改定について、市ホームページに掲載しています

→ <https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/623132da8a28115e94355e41/>



【問合せ先】

浦添市福祉健康部いきいき高齢支援課
予防支援係 担当: 宮城・伊藝・大城
電話: 098-876-1234 (内線 3531)
FAX: 098-876-5011



※利用回数について、上限単位(3,727 単位)の範囲内で介護度により利用できるものとしていますが、無制限に認められるものではなく、利用者の状態像やアセスメントに応じて適切なケアマネジメントのご協力をお願いします。

ご清聴いただき、ありがとうございました。